

鳥取県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市道笑町四丁目221-1	平成25年3月1日
すずらん薬局	米子市道笑町四丁目222-1	〃